

岩手県告示第528号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	追加する事務所の所在地	変更年月日
株式会社建築構造センター	事務所の追加	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階	平成25年7月1日